

共同海損の新規則「2004年ヨーク・アントワープ規則」の制定

要旨

今般、5月31日から6月4日にかけて、カナダ・バンクーバーで万国海法会の国際会議が開催されました。この会議の最終日に、共同海損の新規則である「2004年ヨーク・アントワープ規則」(以下、新規則という)が採択されました。これは、「1994年ヨーク・アントワープ規則」(以下、旧規則という)の一部を改正したものであり、本年12月31日以降、実施可能な時期から順次適用されることとなります。

今回の改正内容は、救助料の再精算の廃止、避難港における給食料の除外等、多岐に亘りますが、その概要をとりまとめましたのでご紹介申し上げます。

1. 今回の改正内容

新規則の主要な改正点は次の通りです。

(1) 救助料の再精算の廃止(旧規則第 条の改正)

海難救助の場合、一般的に、救助料は救助された財貨(船舶、貨物等)が各々その被救助価額に応じて分担し各自が救助者に対して支払うことになっています(ロイズ救助書式、日本海運集会所救助書式他)。これらの救助料は共同海損となりますので、旧規則においては、救助料を全額まとめた上で、再度、共同海損の精算を行ってきました(旧規則第 条ご参照)。

今回の改正ではこの共同海損の再精算を廃止することにしました。すなわち、救助された財産の所有者のうち、ある当事者が他の当事者に代わりその救助料分担額も救助者に対して支払った場合には、例外的に従来どおり共同海損として精算を行いますが、救助料を各自が負担した場合には再精算しないことになりました。

(2) 避難港滞泊期間中の船員の給食料の除外(旧規則第 条の改正)

避難港での船舶の滞泊期間中の給食料は、これまでは共同海損に認容されてきましたが(旧規則第 条(b)項)、今回の改正で共同海損から除外することになりました。

(3) 航海完遂のための仮修繕費(旧規則第 条第2段の改正)

航海完遂のための仮修繕費については、旧規則では「共同海損以外の利益につき節約がなされたとしても、これを考慮することなく共同海損に認容する」と規定されていました(旧規則第 条第2段)。

今回の改正では同規定の例外を設け、船主が本修繕を後日施工した場合に、その本修繕費（仮に施工しなかった場合には減価額による）が避難地での本修繕費見積額より低額となった場合には、その差額（すなわち、船主の本修繕費節約額）を仮修繕費から控除することとしました。

（４）立替手数料の廃止（旧規則第 条の改正）

これまでは、共同海損の支出（給食料等は除く）について、２％の立替手数料を認容していました（旧規則第 条）が、今回の改正で廃止しました。

（５）利息（旧規則第 条の改正）

これまでは、利息は年率７％となっていました（旧規則の第 条）。今回の改正では、これを取りやめ、毎年、万国海法会が翌年に適用される年利率を決定することになりました（規則の改正に加え、別途、年利率を決定する際に万国海法会が参照すべき事項を記載したガイドラインが設けられました）。

（６）時効の規定の導入（新設）

旧規則には時効の規定はありませんでした。今回の改正で「共同海損分担金の時効」(Time-Bar of Contributions to General Average)という表題の条項が新設されました。同条項では「適用法による時効が強制規定である場合を除き、共同海損分担金の請求権の時効は精算書が発行された日から１年で消滅する。ただし、最長でも航海の完了の日から６年で消滅する。なお、当事者間の合意があれば、これらの時効は延長することができる。」旨を規定しています。

２．改正の経緯

海上保険者の国際団体である I U M I（国際海上保険連合）は、1999年３月、万国海法会に対して「これまで共同海損はその範囲を拡大し過ぎている。そのため、結果的にサブスタント船の船主が保護されている。共同海損は船貨が共同危険にある場合に限定すべきである。」という提案を行い、検討を依頼しました。

その後、万国海法会にて諸々検討された結果、今回の改正に至ったものです。

３．旧規則との関係

ヨーク・アントワープ規則は国際条約ではなく、船荷証券・用船契約書等の中で、共同海損の精算規則として記載されることによって当事者間で採用されるものです。現在、一般的に海運界で使用されている船荷証券等には「1974年ヨーク・アントワープ規則により精算する」と記載されているものと「1994年ヨーク・アントワープ規則により精算する」と記載されているものが混在している状況にあります。これに新規規則が新たに加わることになります。

なお、新規規則は本年12月31日以降、実施可能な時期から順次適用されることになります。

以上